

新型コロナウイルス関連情報（3月24日現在）

1 喫連邦保健省によれば、24日（火）15時現在、新たにオーストリア国内で952名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び7名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は4,876名となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

・チロル州	： 1,253名（+450）	（内死亡数： 4名）
・オーバーエーステライヒ州	： 795名（+ 88）	（内死亡数： 2名）
・ニーダーエーステライヒ州	： 620名（+ 56）	（内死亡数： 3名）
・ウィーン市（州）	： 617名（+141）	（内死亡数： 11名）
・シュタイアーマルク州	： 558名（+ 72）	（内死亡数： 5名）
・ザルツブルク州	： 429名（+ 57）	
・フォアアールベルク州	： 379名（+ 56）	
・ケルンテン州	： 141名（+ 19）	（内死亡数： 1名）
・ブルゲンラント州	： 84名（+ 13）	（内死亡数： 2名）

（当館注：チロル州で3名，ニーダーエーステライヒ州で2名，シュタイアーマルク州及びブルゲンラント州で各1名の死亡数が新たに計上され合計28名となりました。なお，本日より治癒数の発表がなくなりました。）

2 24日，ANAのウィーンー羽田直行便が3月29日（日）から4月24日（金）まで運休する旨の発表がありました。運休までの間の運航は26日（木）発，28日（土）発の便のみとなります。

なお，少なくともウィーンからはカタール航空がドーハ経由で成田まで運航しており，現時点ではドーハにおけるカタール入国を伴わないトランジット利用に関する規制はありません。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の手洗いで十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

4 また、5日、アンショバー保健相はオーストリアにおいて新型コロナウイルスへの感染が確認された37人（当館注：5日午前8時現在の確定症例数）に対し、現在12万9,000人が季節性インフルエンザ及びその他のウイルス感染症に罹患している旨述べました。季節性インフルエンザは前年に比して「強力な波」となっているものの、すでに消退期に入っているとのこと。ウイルス学者のレードルベルガー＝フリッツ氏によれば、オーストリアにおいて現在までに計24万5,000人が今季のインフルエンザに罹患したとのこと。

新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの予防にも努めてください。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html